

なお、本案に対し、野呂田理事より、一般委託者に対し本法の立法趣旨を周知徹底すべきこと等五項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会の

○運輸委員会

內閣提出法律案  
(四件)

番号	件名	提出月日	本院に受領	付委員会	参議院	衆議院	備考
73	71	70	51				
案 道路運送車両法の一部を改正する法律	船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案 右により「船員災害防止協会等に関する法律」の題名を「船員災害防止法」に改正する法律の促進に関する法律案	船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案	旅行業法の一部を改正する法律案				
三、二四	三、一九	三、一九	五七、三、九	受付月日 五七、三、九	又は(衆)へ 月日 五七、三、九	本院に受領 月日 五七、三、九	
受 四、二〇 領	受 四、八 領	受 四、八 領	受 五七、三、六 領	受付月日 五七、三、九	又は(衆)へ 月日 五七、三、九	本院に受領 月日 五七、三、九	
五、二二	(予)三、二九	(予)三、二九	五七、三、九 (予)	付委員会 月日 五七、三、九	付委員会 月日 五七、三、九	付委員会 月日 五七、三、九	
可 八、三 決	可 四、三 決	可 四、三 決	可 五七、四、五 決	付委員会 月日 五七、四、五	付委員会 月日 五七、四、五	付委員会 月日 五七、四、五	
可 八、四 決	可 四、三 決	可 四、三 決	可 五七、四、六 決	付委員会 月日 五七、四、六	付委員会 月日 五七、四、六	付委員会 月日 五七、四、六	
三、二六	三、一九	三、一九	五七、三、九	付委員会 月日 五七、三、九	付委員会 月日 五七、三、九	付委員会 月日 五七、三、九	
可 四、一 決	可 四、二 決	可 四、二 決	可 五七、三、三 決	付委員会 月日 五七、三、三	付委員会 月日 五七、三、三	付委員会 月日 五七、三、三	
可 四、二〇 決	可 四、八 決	可 四、八 決	可 五七、三、六 決	付委員会 月日 五七、三、六	付委員会 月日 五七、三、六	付委員会 月日 五七、三、六	
旨説明 本會議で趣 五七、五二二							

決議とすることに決定いたしました。

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	付月日	予備送衆へ提	付委員託会	参議院	付委員託会	衆議院	付委員託会	議委員決会	議本会決議	付委員託会	衆議院	備考	
6	貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する特別措置法案	外小柳勇君	(五七、五一二)	五七、五一三	至七、五一	継続審査	五七、(予)	議本会決議							

衆議院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者	付月日	予備送衆へ提	付委員託会	参議院	付委員託会	衆議院	付委員託会	議委員決会	議本会決議	付委員託会	衆議院	備考
36	22	21	件名	提出者	付月日	予備送衆へ提	付委員託会	衆議院	付委員託会	議委員決会	議本会決議	付委員託会	衆議院	備考
法律案	道路運送法の一部を改正する法律案	交通事業における公共負担に関する法律案	地域交通整備法案	井岡五大治君	五七、五一八	付月日	付月日	提出月日	付月日	付月日	付月日	付月日	付月日	付月日
外三塚四博君	(八一二二名君)	外井岡五大治君	(四二八二名君)	外井岡五大治君	五七、五一八	五七、五四	五七、五四	五七、五四	五七、五四	五七、五四	五七、五四	五七、五四	五七、五四	五七、五四
八一三	五四													
(予)八三	(予)五四	(予)五四	(予)五四	(予)五四	(予)五四	(予)五四	(予)五四	(予)五四	(予)五四	(予)五四	(予)五四	(予)五四	(予)五四	(予)五四
八一三	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四
継続審査	継続審査	継続審査	継続審査	議委員決会	議本会決議	議院	付委員託会	衆議院	付委員託会	議委員決会	議本会決議	付委員託会	衆議院	備考

旅行業法の一部を改正する法律案（閣法第五一号）（衆議院送付）

第一 旅行取引の適正化

一、旅行業務取扱主任者の職務についての準則を定めることとし、資格の認定期制を廃止することとする。

五七、三、九 内閣提出  
三、二六 衆可決

四、一六 参可決

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

第一 主催旅行の確実、安全な実施を確保するための措置

一、一般旅行業者及び国内旅行業者は、主催旅行を実施することについて登録を受けるとともに、必要な営業保証金を供託しなければならないこととする。

二、旅行業者は、主催旅行の円滑な実施を確保するため必要な措置を講ずるとともに、主催旅行に同行する主任の添乗員については一定の研修及び経験を義務づけることとする。

三、主催旅行に関し広告をするときは、実施する者の氏名、收受する対価の額その他の事項を表示しなければならないこととする。

六、旅行業務の取扱料金について届出制を廃止し、旅行

三、旅行業代理店業の登録については、財産的基礎の有無を基準としないこととし、有効期間の更新を要しないこととする。

四、一般旅行業者及び国内旅行業者は、旅行業代理店業の登録を受けなくとも、他の旅行業者が実施する主催旅行について代理して契約を締結することができる」ととし、代理を委託した旅行業者は、一定額の営業保証金を供託しなければならないこととする。

五、運輸大臣は、標準旅行業約款を定めて公示するものとし、旅行業者がこれと同一の旅行業約款を定めたときは、運輸大臣の認可を受けたものとみなすこととする。

者から收受する料金を営業所に掲示しなければならないこととする。

## 第二 不健全旅行等への関与の禁止

旅行業者又はその従業者は、旅行地の法令に違反する行為及び違反するサービスの提供等に関与してはならないこととする。

## 第四 旅行業者に対する監督等

運輸大臣は、旅行業者に業務の運営の改善に関し、必要な命令をることができるとして、主催旅行に同行する主任の添乗員については、一定の研修等を義務づけること、第二に、旅行業務取扱主任者の職務についての準則を定め、旅行業代理店業者の所属を明確にする等旅行業者の業務運営の適正化を図るための規定を整備すること、第三に、不健全旅行等への関与の防止対策として、旅行業者及びその従業者が旅行地の法令に違反するサービスに関与することを禁止することとする。

## 第五 登録拒否基準及び罰則の強化

登録の拒否の基準を強化するとともに、誇大広告等を処罰の対象とし、罰金等の額を引き上げることとする。

### 委員長報告

ただいま議題となりました旅行業法の一部を改正する法

律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における旅行業務に関する取引の実態に対

応して、旅行業者の行う取引の公正を維持し、旅行の安全を確保し、旅行者の保護を図るため所要の措置を講じようとするものでありまして、その主な内容は、第一に、主催旅行を実施する旅行業者について営業保証金制度の充実強化を図るとともに、主催旅行に同行する主任の添乗員については、一定の研修等を義務づけること、第二に、旅行業務取扱主任者の職務についての準則を定め、旅行業代理店業者の所属を明確にする等旅行業者の業務運営の適正化を図るための規定を整備すること、第三に、不健全旅行等への関与の防止対策として、旅行業者及びその従業者が旅行地の法令に違反するサービスに関与することを禁止すること等であります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、小柳理事より各派共同提案に係る四項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

して主務大臣の指定するものに關しては、第七十条の規定による航海当直体制について命令で別段の定めをすることができることとする。

船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案（閣法第七〇号）（衆議院送付）

五七、三、一九 内閣提出

四、八 衆可決

四、二三 参可決

要旨

本法律案は、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の発効に備えるとともに、船員制度の近代化を推進するものであつて、その主な内容は次のとおりである。

第一 船員法の改正

一、航海当直の実施に關し、船長の遵守すべき事項を命令で定めるとともに、主務大臣の定めるばら積みの危険物又は有害物を積載した船舶については、停泊中の航海当直の禁止の規定は適用がないこととする。

二、船舶の設備等について一定の基準に適合する船舶と

第二 船舶職員法の改正

五、行政官庁は、船舶の安全を確保するため、特に必要があると認めるとき、又は、外国船舶が海難等を起こした場合において、人の生命、身体等に危険があるときは、船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができるのこととする。

一、条約の定める旗国主義に従い、日本船舶を所有することができない者に貸し付けた日本船舶にも本法を適用することとする。

二、船舶の設備等に關し一定の基準に適合する船舶において、船舶の運航に關する職務又は機関の運転に關す

る職務のうち政令で定める一定の職務を行う船舶職員として新たに運航士を定めることとする。

三、海技資格を条約の諸要件を満たしたものに改めることとし、運輸大臣は、一定の資格についての免許につき、所要の限定をすることができる」ととする。

四、海技免状の有効期間を五年間とし、身体適性、乗船履歴等についての基準を満たす者は、海技免状の更新をすることができる」ととする。

五、船舶職員の乗組み基準を政令で定めるとともに、船舶所有者は、その船舶に、乗組み基準に従い、海技免状を有する海技従事者を乗り組ませなければならぬこととし、海技従事者は、乗組み基準に従い、海技免状を有していなければ、船舶職員としてその船舶に乗り組んではならないこととする。

六、外国船舶が条約に定める要件を満たす船舶職員を乗り組ませていない場合、運輸大臣は、要件を満たす乗組員を乗り組ますべきことを通告し、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができることとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案は、一千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の発効に備えるとともに船員制度の近代化を推進しようとするもので、その主な内容は、第一に、条約の国内実施を図るため、航海当直に関し遵守すべき事項、船舶職員法の適用に関する旗国主義の採用、条約の要件を満たした新たな海技資格、外国船に対する監督等について定めること、第二に、船員制度の近代化を推進するため、航海当直体制の特例、新たに運航士制度を設けること等であります。

次に、船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案は、船員災害防止対策の総合的かつ計画的な推進を図ろうとするもので、その主な内容は、第一に、船舶所有者は、総括安全衛生担当者を選任し、また安全衛生委員会を設置すること、第二に、運輸大臣は、総合的な改善措置が必要な船舶所有者に対し安全衛生改善計画の作成を指

示することができます。

委員会におきましては、両案を一括して質疑を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、両案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小笠原委員より船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案に対し反対の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案は多数をもつて、また、船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもつて、いざれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、竹田委員より、船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合共同提案に係る五項目から成る附帯決議案が、また船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、各派共同提案に係る三項目から成る附帯決議案が提出され、いざれも全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

## 船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第七一號)(衆議院送付)

五七、三、一九 内閣提出

四、八 衆可決

四、二三 参可決

### 要旨

本法律案は、船員災害防止対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、安全衛生管理体制の確立その他の船員災害の防止を目的とする船舶所有者の自主的な活動を促進する措置等を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、題名を「船員災害防止活動の促進に関する法律」に改める。

二、この法律は、船舶所有者及び船舶所有者の団体による自主的な活動を促進するための措置を講ずること等により、船員の安全衛生の向上を図り、船員災害の防止に寄与することを目的とするものとする。

三、船員災害防止活動の主体となるべき船舶所有者及び船

員についてそれぞれの責務を宣言するとともに、国の援助等について規定するものとする。

#### 四、安全衛生管理体制を整備する。

(一) 一定規模以上の船舶所有者は、総括安全衛生担当者を選任し、その者に船員災害の防止のために必要な業務を統括管理させなければならないものとする。

(二) 一定規模以上の船舶所有者は、船員災害の防止に関する重要な事項を調査審議し、船舶所有者に対し意見を述べさせる場としての安全衛生委員会を企業内（又は一定の団体内）に設けなければならないものとする。

(三) 船舶所有者は、船員の安全及び衛生に関する教育の体制を整備しなければならないものとする。

#### 五、安全衛生計画に関し、所要の規定を整備する。

(一) 運輸大臣は、船員災害が多発していること等により総合的な改善措置が必要な船舶所有者に対し、安全衛生改善計画の作成を指示することができるものとする。

(二) 船舶所有者は、安全衛生改善計画を作成し、運輸大臣に届け出ることとし、運輸大臣は、その内容が違法なものであるとき又は適切でないと認めるときは、変更を命ずることができるものとする。

#### 委員長報告

船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第七三号）（衆議院送付）

五七、三、二四 内閣提出

四、一〇 衆可決

五、一二 参本会議趣旨説明

八、四 参可決

#### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

##### 第一 自動車検査証の有効期間の延長

一、自家用乗用自動車について、新車新規検査に係る自動車検査証の有効期間を二年（現行二年）に延長する。

##### 第二 点検整備関係

一、「仕業点検」の名称を「運行前点検」に改める。

二、自家用乗用自動車の新車時初回の六月点検は行うこと

とを要しないこととする。

三、定期点検整備記録簿について、その記載事項の充実、自動車への備付け等を規定するとともに、その他その様式、保存期間等を運輸省令で定めることとする。

四、陸運局長は、定期点検を行つていない自動車の使用者に対し、点検を行うことを指示することができることとし、これに伴い、点検の指示に基づいて講じた措置について報告を義務づけ、報告義務に違反した者に対する対し、過料を科することとする。

五、運輸大臣は、自動車の使用者が、点検及び整備の実施方法を容易に理解できるようにするため、点検及び整備に関する手引を作成し、公表することとする。

### 第三 自動車整備事業関係

一、自動車分解整備事業の認証基準として、事業を適確に遂行するために必要な経理的基礎を加えるとともに、その欠格事由に関する規定を整備することとする。

二、自動車分解整備事業者の遵守すべき事項を運輸省令で定めるとともに、陸運局長は自動車分解整備事業者がこれらの事項を遵守していないと認めるときは、業務運営の改善に必要な措置を命ずることができることとする。

二、自動車整備振興会の事業に、自動車使用者等の苦情の処理、自動車整備事業の業務の運営の改善に関する指導等を加えることとする。

### 第四 その他

法目的における公害の防止の明確化、回送運行許可に係る制限の緩和、罰則の整備等所要の規定を整備する。

### 第五 施行期日

公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとする。

### 委員長報告

ただいま議題となりました道路運送車両法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における自動車に関する技術の進歩及び自動車の整備事業に対する業務運営の改善の要請に対応して、自動車の検査・整備制度の改善を図ろうとするものであり、その主な内容は、自家用乗用車について、新車新規検査に係る自動車検査証の有効期間を三年に延長すること、新車時初回の六ヶ月点検を廃止すること、陸運局長の点検等の指示と報告の義務づけ、及び報告義務違反者に対

し過料を科することと、自動車分解整備事業の認証基準に経理的基礎を加えること等であります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取したほか、

公害及び交通安全対策特別委員会との連合審査会を開き熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、小柳理事より、日本社会党・公明党・国民会議、日本共産党・民社党・国民連合及び新政クラブの五会派共同提案に係る修正案が提出されました。その内容は、点検等の指示に対し報告を義務づける規定及び報告義務違反に過料を科する規定を削除しようとするものであります。

次いで、原案及び修正案を一括して討論に付しましたところ、日本社会党を代表して竹田委員より原案に反対、修正案に賛成、自由民主党・自由国民会議を代表して井上理事より原案に賛成、修正案に反対、公明党・国民会議を代表して黒柳理事、日本共産党を代表して小笠原委員、民社党・国民連合を代表して柳澤委員、新政クラブを代表して田委員より、それぞれ原案に反対、修正案に賛成の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、山崎理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新政クラブの五会派共同提案に係る附帯決議案が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

その内容は次のとおりであります。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につき、適切な措置を講ずべきである。

一、法第五十三条の二の規定に基づく点検等の指示の対象については、運用上、不正改造車、違法な行為を行っている白ナンバートラックやダンプカーその他の整備不良車等を中心とするものとし、整備不良車に該当しない一般の自家用乗用車については行政指導にとどめるものとすること。

二、法第五十三条の二の規定に基づく点検等の指示の適用については、本法施行後十分な指導期間をおくこと。以上御報告申し上げます。